

# 入間市社会福祉協議会「移送サービス事業」ご利用案内

市内に居住し、他人の介助によらずに移動することが困難で、且つ一人で公共交通機関を利用しての移動が困難な方を送迎するサービスです。  
この移送サービスは、運転ボランティアのご協力により運行する予定です。

予め利用会員登録  
が必要です  
有効期間は、1年間  
です。(初年度登録  
は、年度末まで。)

ご利用いただく場合には  
「移送サービス利用券」  
が必要になります。

## 利用申し込み

(窓口・FAX・メール)  
利用希望日の30日前～3日前

受付

利用許可書を発行(運転者決  
定)(窓口・FAX・メール)

## 利用日当日



出発地点

目的地点



利用料金相当額の「利用券」  
を運転者へお渡しくださ  
い。

## 「利用日の変更」と「キャンセル」

※前日までに連絡のない場合は、「利用料金相  
当分」をいただきます。

出発地点

目的地点



## 《活動中止の場合》～ボランティアセンターで決定

- ① 台風や降雪等の悪天候の場合
- ② 台風や降雪等の悪天候が見込まれる場合

介助者(付添人)が乗車する場  
合は、予めご連絡ください。  
※介助者は、無料とします。

## 《お問合せ》

社会福祉法人入間市社会福祉協議会

入間市ボランティアセンター

TEL: 04-2964-0486

FAX: 04-2963-1072

✉ male: vc@iruma-shakyo.or.jp

担当者: 渡部・八巻

## 【対象となる方】

- ① 要介護1以上の方
- ② 視覚障害、体幹機能障害又は下肢障害で、身体障  
害者手帳1級又は2級を所持されている方
- ③ その他高齢、心身障害、難病等により移動が困難  
な方

## 【ご利用の目的】

- (1) 病院又は診療所への送迎
- (2) 公共施設への送迎
- (3) 金融機関への送迎
- (4) 社会福祉団体等の主催する行事への送迎
- (5) その他会長が認めた場所への送迎

## 【利用日・利用時間】

- 1日を単位として週1回
- 午前9時～午後5時
- 次の日を除いて利用可能
- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律定める休日
- (3) 12月29日～1月3日

## 【ご利用の範囲】

出発地点～目的地点まで、直線で概ね10㎞  
➢ 出発地点か目的地点の何れかが入間市内としてくだ  
さい。

➢ 事前に、「移送サービス利用券」(80円×10枚綴り)を購  
入していただきます。(現金でのご利用はできません。)

## 【利用料金】

- ① 乗車距離に応じた料金
  - ② 待ち時間料金
- ※ 1㎞未満切り捨て
- } 併用です

### 利用料金

基本料金 走行距離  
2㎞まで160円 + 1㎞ × 80円加算

### 待ち時間料金

10分まで80円 ~ 以後、10分毎に80円加算